

岐阜県就農支援資金貸付等要綱

第1 総則

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第9条第1項から第3項までの規定によりなお従前の例によることとされる同法第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号。以下「法」という。）第18条の規定による就農支援資金貸付金（以下「県貸付金」という。）の貸付け等に関しては、法令、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の施行について（平成7年2月15日付け7農蚕第948号農林水産事務次官依命通知）、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の運用について（平成7年2月15日付け7農蚕第949号農林水産省農蚕園芸局長通知）及び就農支援資金国の貸付金貸付等要領の制定について（平成7年2月15日付け7農蚕第989号農林水産省農蚕園芸局長通知）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

第2 貸付計画

1 貸付事業計画の樹立

(1) 需要額調査の実施

農業経営課長は、法第4条第4項に規定する認定就農者（以下「認定就農者」という。）に対し就農施設等資金の貸付けが円滑に行われるように、資金需要の時期をあらかじめ把握するため、必要に応じて需要額調査を行うものとする。

調査にあたっては、農林事務所長が市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合をいう。以下「農協」という。）、農業委員会等に対し就農施設等資金需要額一覧表（別添様式第25号）により行うものとし、調査結果をとりまとめ農業経営課長に報告するものとする。

(2) 貸付目標額の明示

農業経営課長は、必要に応じて需要額調査に基づく各地域別の貸付目標額を農林事務所長に示す。

ただし、貸付目標額については、年度途中において実際に貸し付けた資金額や新たな需要に応じて調整する。

(3) 貸付事業計画の作成

農林事務所長は、必要に応じて需要額調査及び貸付目標額をもとに地域就農支援資金等推進協議会（地域就農支援資金等推進協議会設置要領に基づいて設置する。以下「地域推進協議会」という。）を開催し、下記のアからエの内容について協議のうえ調整し、地域の貸付事業計画（別添様式第26号）を立てる。

ア 当該年度及び次年度に貸付けの必要のある就農支援資金の事業内容、規模、資金需要額及び資金調達方法について

イ 資金利用に際しての問題点及び地域における普及の可能性について

ウ 新たな資金需要の掘り起こしについて

エ 資金借受者に対する支援体制における各関係機関の役割分担について

第3 貸付条件

1 貸付対象者

知事は、法第18条の規定に基づき、法第17条に規定する農協等融資機関（以下「農協等融資機関」という。）が、就農支援資金の貸付けを行う場合その財源を貸し付ける。

農協等融資機関が資金の貸付けを行う対象者は、認定就農者及び法第4条第4項に規定する認定農業者（以下「認定農業者」という。）である。

2 貸付限度額、償還期間及び据置期間

貸付金の限度額、償還期間及び据置期間は別表のとおりとする。

3 資金の種類、種目及び資金使途

資金の種類、種目及び資金使途は別表のとおりとする。なお、経営開始の次年度以降の貸付けにあつては、その貸付対象となる経費のうち運転資金に係る経費は、規模拡大に伴うものに限るものとする。

4 事業の実施期限

本資金による事業は、原則として貸付決定後速やかに着手し資金交付後3か月以内に完了することとする。

ただし、3か月以内に事業を完了することが困難な場合には、あらかじめ事業計画書に事業を完了するのに必要な期間を記載するとともに、必要に応じて6か月ごとに事業期間を区切って貸付申請を行うこととする。

なお、事業着手後の事業実施期間の変更については、第8の3の（2）を参照のこと。

5 債権保全措置

（1）債務保証

就農施設等資金の申請を行う認定就農者（以下「申請者」という。）が、農協等融資機関から本資金の貸付けを受ける場合は、原則として、岐阜県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を受ける。

債務保証は、申請者の通算残高が2に規定する貸付限度額に達するまで、原則、融資対象物件以外の担保及び同一経営内の保証人以外の保証人なしで保証が受けられる。

ただし、申請者が未成年者であるときは、親権者又は後見人を連帯債務者となるものとする。

（2）保証人等

申請者は、農協等融資機関による申請者及び連帯保証人の保証能力についての審査を受け、認められた場合には連帯保証人を立てて資金を借り受けることができる。

連帯保証人の数は次のとおりとする。

借入額	連帯保証人数
500万円以下	1人以上
500万円を超えるもの	2人以上

ア 連帯保証人は県内在住者とする。

イ 相互保証は、原則として認められないものとする。

ウ 連帯保証人の死亡、疾病等によりやむを得ず連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書（別添様式第28号様式）を農協等融資機関に提出するものとする。

（3）担保

申請者は、次のすべての基準に適合する場合であつて、農協等融資機関による担保評価を受け、認められた場合には担保を提供し資金を借り受けることができる。なお、担保評価にかか

る一切の費用については申請者が負担するものとし、費用等の説明については農協等融資機関が必ず最初に行うこととする。

ア 申請者が提供する担保物件は、原則として不動産（土地、建物）であること。

イ 申請者は、原則として第1順位の抵当権設定登記を、抵当権設定契約締結後、遅滞なく行うことが確実と見込まれるものであること。

ウ 担保評価額が貸付申請額を上回るものであること。

第4 貸付けの申請

就農施設等資金の貸付け申請については、以下のとおりとする。

1 申請書類の準備

申請者は、就農支援資金貸付申請書（別添様式第11号）及び認定就農計画と整合性のとれた次の書類を作成する。なお、貸付けの申請額は千円単位とする。

(1) 事業計画書（別添様式第12号）

(2) 就農計画認定通知書及び認定就農計画の写し

(3) 親権者又は後見人の同意書（別添様式第13号）（申請者が未成年である場合に限る。）

(4) 添付書類

ア 見積書

イ 設計図（平面図、立面図等）

ウ カタログ

エ 位置図（事業実施場所等）

オ 債務保証委託申込書（基金協会の債務保証を受ける場合に限る。）

カ 連帯債務者及び連帯保証人について（別添様式第27号）（連帯債務者及び連帯保証人を立てる場合に限る。）

キ その他農協等融資機関が必要と認める書類

2 申込手続き

(1) 申請書類等の提出

申請者は、1の申請書類等を農協等融資機関に提出する。

(2) 申請書類等の送付

ア 申請書類等の提出を受けた農協等融資機関は、記入漏れがないか確認のうえ、就農支援資金貸付金貸付申請書（別添様式第1号）及び4の(1)のアにより審査した結果に基づいた債権保全評価表（別添様式第29号）を作成し、申請者から提出のあった就農支援資金貸付申請書及び1の(1)から(4)の申請書類の写しを添付して、申請者の住所地かあるいは事業実施地のいずれかを選定し、当該地区を所管する農林事務所に写しを送付する。

イ 申請者が債務保証を希望する場合は、基金協会に債務保証委託申込書及び申請書類等の写しを送付し、基金協会に保証の有無を確認しておく。

ウ アの送付を受けた農林事務所は、認定就農計画書の内容との整合性及び申請書類等の内容を確認し、地域推進協議会を開催する。

3 2回以上に分けて貸し付ける場合の申込手続き

認定就農計画に従い、2回以上の貸付けを要する場合は、事業計画書に事業計画及び資金計画の詳細を記入するものとする。

第2回目以降についても申込みについては1及び2に同じとするが、前回貸付けに継続す

る事業内容であって、事業計画書の内容変更が無い場合は、前回地域推進協議会開催日から1年未満に借入申込希望書が提出された場合に限り地域推進協議会の開催を省くことができるものとする。

また、2回目以降の申請をする場合は、前回分の就農施設等資金借受事業実施報告書（別添様式第21号）（以下「実施報告書」という。）を知事に提出し、受理された後に申請手続きをすることとする。ただし、運転資金を複数回借り受ける場合（経営初年度又は認定就農計画に沿って経営規模を拡大する場合に限る。）においては、前回貸付けの実施報告書の受理以前に2回目以降の申込みを行うことができるものとする。

4 申請書類の審査

(1) 審査観点

ア 農協等融資機関

債権保全について次の観点から審査する。

(ア) 申請者及びその同一世帯の家族等又は連帯保証人についての保証能力審査

(イ) 財務諸表等からみた安全性、返済能力等の審査

イ 農林事務所

農林事務所長は地域の実情や申請者の研修内容等を総合的に勘案し次の観点から審査する。

(ア) 認定就農計画に即した事業であるか。

(イ) 申請者は必要となる研修を受けており、農業経営を開始するにあたって技術力や経営能力は十分習得しているか。

ウ 地域推進協議会

地域の農業振興方針及び制度の趣旨を踏まえ次の観点から審査する。

(ア) 申請者の立てた事業計画は認定就農計画に即したものであるか。

(イ) 就農施設等資金を借り受けて行う事業が認定就農計画の達成に必要なものであり、かつ、事業計画に基づく融資の実行によって認定就農計画の達成が確実と見込まれること。

(ウ) アの農協等融資機関から送付された債権保全評価表において要協議と判断された項目があった場合には、農協等融資機関との協議を行う。

(2) 審査結果の取り扱い

上記の審査観点から審査を行った結果について次の書類を作成する。

ア 農林事務所

農林事務所長は、(1)のウの観点から農林事務所長の意見書（別添様式第33号）を作成する。

イ 地域推進協議会

地域推進協議会の議事録を作成する。

5 申請書類の提出

農林事務所長は、4の(2)のアの意見書、4の(2)のイの議事録及び第10の1により提出された申請書類等を、申請者が借受けを希望する月の前月15日までに農業経営課へ送付する。

第5 就農施設等資金の貸付けの決定

1 貸付決定

知事は、申請書類等及び第4の4の(2)により各機関から提出を受けた審査結果を総合的

に勘案し適当と認めた場合は就農支援資金貸付金貸付決定通知書（別添様式第2号）を農協等融資機関に交付する。

農協等融資機関が貸付決定の通知を受けたときは、速やかに、申請者に対し就農支援資金貸付決定通知書（別添様式第14号）を交付するものとする。

なお、知事による貸付決定の時期は、原則として4月及び5月を除く毎月1日とし、農協等融資機関から申請者に対する貸付決定の時期は、原則として知事による貸付決定の時期と同一とする。

2 貸付契約の締結

農協等融資機関は、就農施設等資金の貸付けが決定された者（以下「借受者」という。）との貸付契約の締結を、就農支援資金借用証書（別添様式第15号）により行うものとする。この場合、農協等融資機関は、借受者に対し、当該借用証書の特約条項を厳守させるものとする。

3 貸付決定の取消し

農協等融資機関は、貸付決定後、長期にわたり貸付契約の見込みがない場合には、その貸付決定を取り消すことができ、借受者に対しその旨を通知するものとする。

第6 就農施設等資金の交付

農協等融資機関は、県から借受者に貸付けるための財源として就農施設等資金の貸付けに係る県貸付金の交付を受けた場合は、速やかに、借受者に就農施設等資金の交付を行うものとする。

なお、県貸付金は、原則として貸付決定のあった月の15日に交付するものとし、農協等融資機関から借受者に対する就農施設等資金の交付は、原則として県貸付金の交付日と同一とする。

第7 就農施設等資金の資金管理

1 借用証書の提出

借受者は、借用証書を農協等融資機関が定めた期日までに農協等融資機関に提出する。

農協等融資機関は、県貸付金の借用証書に借受者と締結した借用証書の写しを添付し、岐阜県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）を通じて資金交付前日までに知事に提出する。

2 別段預貯金口座の開設

就農施設等資金の受け入れ口座に関しては、専用の別段預貯金口座を開設する。

3 自己資金の入金

農協等融資機関は、借受者に対して自己資金（事業費における自己負担分）については貸付決定通知書の交付を受けた日から資金交付日までに別段預貯金口座に入金するようあらかじめ説明しておく。ただし部分払いを行うものについては部分払いの期限までに入金する。

（1）～（3）は自己資金対応となるので注意する。

（1）下取り代金

現有機械等の下取りがあり、事前に下取り代金を受け取っている場合は下取り金額を自己資金分として別段預貯金口座に入金する。

（2）債務保証を受ける場合における協会保証料

債務保証を受けた場合の保証料は資金交付日までに別段預貯金口座に入金する。

(3) 振込手数料

事業費を業者等の口座に振り込む場合に発生する振込手数料については、資金の貸付対象とならないため自己資金で対応する。

また、振込手数料を事業費から差し引いて業者に支払った場合は値引きが発生したと見なす。

4 事業費の支払い

農協等融資機関は、事業費の支払いについては、原則として口座振り込みにより支払うよう借受者に周知する。

農協等融資機関は、借受者が提示した請求書等によりその用途、金額、振込先の口座、口座の名義人等を確認のうえ資金を振り込む。

5 関係書類の整備

貸付金に係る事業費関係の会計簿（現金出納簿、負担金等徴収簿、出役簿等）及び証拠書類（契約書、納品書、請求書、領収書等）は他の事業のものと明確に区分し事業開始当初から作成整備し、資金返済の最終年度まで農協等融資機関で整理保管するものとする。

第8 就農施設等資金の資金貸付け後の事務

1 事業完了の確認

(1) 借受者は、事業が完了した場合はその旨、農協等融資機関に申し出て事業完了確認を受けなければならない。

(2) 農協等融資機関は農林事務所と連携の上、次の点に留意し現場において現物を確認する。

ア 機械導入の場合

申請時の見積書に記載された機械の型番、型式と実際導入された機械のものと同一であるか、新規導入の物については新品であるかメーター等を確認する。

イ 施設建設の場合

申請時の設計図面どおりに施工されているか確認する。

ウ 資材の場合

現物が納品されているか確認する。農協等融資機関に保管されている伝票等とも併せて確認する。

2 事業の実施報告

(1) 実施報告書の作成

借受者は、事業完了後30日以内に実施報告書を作成し、農協等融資機関に提出する。

実施報告書には次の書類を添付する。

ア 別段預貯金口座の写し

イ 工事請負契約書及び工事完了引き渡し書の写し（工事が伴う場合に限り）

ウ 納品書、請求書、領収書及び振込依頼書の写し

(2) 実施報告書の審査及び確認

農協等融資機関は、実施報告書の確認に当たっては、申請時の見積書と実施報告書に添付されている別段預貯金口座の写し及び納品書、請求書、領収書、振込依頼書等の証拠書類について内容、日付、金額等が合致しているか突き合わせて確認し、現地確認時の内容とも照らし合わせ適正であると認められるときは、就農支援資金貸付業務実績報告書（別添様式第10号）を作成し、これに借受者の提出した実施報告書の写しを添付して農林事務所に提出する。

農林事務所は、事業確認写真を添付のうえ知事に提出する。

(3) 運転資金を借り入れた場合の取扱い

借受者は、経営初年度の終了時または購入した資材を使い切った時のいずれか早い時期に、実施報告書の補足資料として、資材の利用状況を明らかにした書類を農協等融資機関に提出するものとする。

農協等融資機関は、農林事務所と連携の上、資材の利用状況を確認したのち、当該書類の写しを農林事務所に提出する。

農林事務所は農協等融資機関から提出を受けた書類を知事に提出する。

3 事業内容の変更

(1) 事業計画の変更

本資金による事業は、申請時の事業計画及び資金計画に基づいて実施されることを条件としているが、資金借入後やむを得ず事業計画を変更しなければならないときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

ただし、次にあげるア～エに該当しない軽微な変更については、実施報告書において変更内容を明らかにすることで知事の承認を省くことができる。

ア 事業費が当初計画の20パーセント以上増減するとき

イ 当初予定していなかった機械、施設、資材等を導入するとき（ただし、資材については、導入する経営内容に即した事業内容変更の場合は軽微な変更とする。）

ウ 貸付対象事業のうち、主要な施設又は機器の性能若しくは数量、工事の規模及び家畜の導入頭数を2割以上増減するとき

エ その他導入する経営の内容において重要な変更をするとき

(2) 事業計画変更手続き

ア 申請書類等の作成及び送付

(ア) 申請者は、就農支援資金事業計画変更申請書（別添様式第16号）に変更理由を明記し、新旧の事業計画書を添付して農協等融資機関に提出する。

農協等融資機関は、速やかに就農支援資金事業計画変更申請について（別添様式第16号の2）を作成し、申請者からの申請書の写しを添付して農林事務所に送付する。

(イ) 農林事務所は、次の点に留意のうえ事業計画の変更内容を確認し、必要な場合は地域推進協議会を開催する。

a 事業計画を変更した場合においても当初計画通りの認定就農計画目標は達成されるか。

b 事業計画変更内容及びその変更理由は妥当であるか。

(ウ) 検討の結果、事業計画変更が妥当と判断された場合は、申請書類等に農林事務所長の意見書等（任意様式）を添付して知事に提出する。

イ 承認通知

知事は、事業計画の変更内容を審査し、適正であると認められるときは就農支援資金事業計画変更承認通知書（別添様式第30号）を農協等融資機関に交付するとともに、その旨を農林事務所長に通知する。

農協等融資機関は、速やかに就農支援資金事業計画変更承認通知書（別添様式第17号様式）を作成し借受者に交付する。

ウ 事業計画変更に伴う事業費の増減

申請者は、事業計画変更により、事業費が減少し借入金の一部を繰上償還しなければならないときは就農支援資金繰上償還申請書（別添様式第21号）を必ず併せて農協等融資機関に提出する。

農協等融資機関は、就農支援資金繰上償還申請書が提出された場合は、第9の2により

手続きを行うものとする。

第9 就農施設等資金の償還手続き

貸付金の償還に関する事務手続きは、約定償還、繰上償還及び一時償還の3種類があり、これらの償還方法については次のとおりである。

1 約定償還

約定償還とは、借用証書に定める償還方法により償還することをいい、償還は別表の償還期間内で均等割賦償還とする。

割賦方法は借受者の希望により均等年賦償還、均等半年賦償還、均等月賦償還のいずれかとし、千円未満の端数が生じる場合は償還初回において調整する。また1回当たりの償還額は1万円を下回らない額とする。

償還日については、原則、次のとおりとするが、償還月については、法定期間を超えない限り任意に設定することができるものとする。

ただし、過年度に貸し付けられたものについては、金銭消費貸借契約の約定に従う。

償 還 方 法	償 還 期 日
均等年賦償還	毎年、借入月の1日
均等半年賦償還	毎年、借入月の1日及びその6か月後の月の1日
均等月賦償還	毎月1日

注 償還日が休日に該当する場合は、当該休日に当たる期日の翌日（当該休日に当たる期日に引き続いた休日がある場合は、当該休日の最終の休日の翌日とする。）をその期限とする。

（*休日とは、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月31日、1月2日及び同月3日をいう。）

約定償還金の償還方法については次のとおりとする。

(1) 借受者は、貸付決定通知書及び借用証書に添付された償還計画表に従い、償還期日までに農協等融資機関に納付するものとする。

農協等融資機関は、借受者が償還期日を経過した後、なお償還金を支払わない場合には、借受者に対し文書その他適当と認められる方法で支払いの督促を行うものとする。

(2) 農協等融資機関の県に対する償還期日については、借受者の償還期日と同一とする。

ただし、農協等融資機関は、借受者から償還期日に償還金の納付を受け、当該償還金を償還期日の翌営業日までに県信連の資金回送口座に納付した場合は延滞として取り扱わないものとする。

(3) 農協等融資機関及び県信連は、岐阜県就農支援資金貸付事務委託契約書の定めに基づき、償還金を県に納付するものとする。

2 繰上償還

(1) 繰上償還とは、次の理由が発生した場合等に、約定償還日の到来前に貸付金の全部又は一部を繰上償還することをいう。

ア 事業を中止又は廃止若しくは当該資金で設置した施設等を譲渡、交換、貸与、担保に供した場合又はその運営を他人に委託した場合

イ 実施事業量が計画よりも減少し、又は資材価格等が計画より下回ったため貸付金に余剰が生じた場合

ウ 他の資金等に変更した場合

エ 収入の増大等により、約定償還日前に償還が可能となった場合。

オ 経営初年度又は経営規模を拡大した年度の終了時に資金により購入した資材等に不用があった場合。

(2) 繰上償還を行う場合、借受者は就農支援資金繰上償還申請書（別添様式第21号）に償還すべき金額の積算の根拠を示したものを添付して、農協等融資機関に提出する。

農協等融資機関は、申請内容が適当と認められる場合には県貸付金の就農支援資金繰上償還の通知について（別添様式第5号）を作成し、繰上償還申請書の写しを添付し、農林事務所に送付する。

農林事務所は通知等を知事に提出する。

知事は、県貸付金納入通知書を県信連を経由して農協等融資機関に交付するとともにその旨を農林事務所長に通知する。

農協等融資機関は、就農支援資金繰上償還承認通知書（別添様式第22号）を借受者に交付し、県貸付金納入通知書により繰上償還を行うものとする。

(3) 貸付金の一部を繰上償還する場合の繰上償還後の償還方法については、当該年度は当初の約定どおりとし、次年度以降から償還額を調整（均等償還とし、端数は次年度初回で調整）するものとする。

3 一時償還

農協等融資機関は、借受者が次のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部につき、期限を示して一時償還を請求するものとする。また、一時償還により償還金を受領した場合には、速やかに、県に対し県貸付金の繰上償還を行うものとする。

(1) 償還期間中に離農したとき

(2) 償還金の支払いを怠ったとき

(3) 貸付金を貸付目的以外の用途に使用したとき

(4) 借受金を長期にわたり使用しないとき

(5) 正当な理由がなく貸付条件に違反したとき

(6) 農協等融資機関に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき

(7) 仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立て又は破産若しくは再生手続開始の申立てがあったとき

(8) 租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき

(9) 農協等融資機関に対し数箇の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき

(10) 就農計画等の不実記載があったと認められるとき

(11) 借入金により行う経営の収支を明らかにした帳簿の記載を行わず、又は当該経営に属する余裕金を自己の名義の預貯金口座以外に預託したとき（新たに開始する一の区分された農業部門の経営を開始する場合に限る。）

(12) その他債権保全上著しい支障があると認められるとき

4 違約金

(1) 農協等融資機関は、借受者が支払期日に償還金又は3の規定による一時償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(2) 農協等融資機関は、借受者が貸付金を3の(3)の貸付目的以外の用途に使用したときは、貸付目的以外に使用された金額につき、貸付契約を締結した日から農協等融資機関が

一時償還の期限として定めた日までの日数に応じ、借受者が一時償還を請求される前に繰り上げて弁済した場合にあっては貸付契約を締結した日からその弁済の日までの日数に応じ、年12.25パーセントの割合をもって計算した違約金を徴収するものとする。

5 償還金の償還猶予

償還猶予は、天災（暴風雨、豪雨、地震、降雪、低温、降霜等）、火災及び盗難のほか、借受者又は借受者と住居及び生計を一にする家族の死亡、疾病又は負傷等やむを得ない理由により、貸付金の償還が著しく困難である場合に認めるものとする。なお、災害における「償還が著しく困難である場合」とは、農産物、畜産物等の減収量が平年の3割以上であり、かつその減収による損失額が平年における農業総収入の1割以上である場合とする。

なお、償還猶予の申請があった場合、農林事務所はその後の償還計画等について支援するものとする。

(1) 償還猶予申請者は、償還期限（分割払いの場合各支払期日を含む。）の45日前までに就農支援資金償還猶予申請書（別添様式第19号）に次のア～エのうち該当する証明書を添え、農協等融資機関に提出する。

ア 災害の場合は被害概況表による農林事務所長の証明（別添様式第31号）

イ 死亡の場合は市町村長による証明書

ウ 疾病及び負傷の場合は医師の証明書

エ 盗難の場合は警察署長による証明書

(2) 農協等融資機関は遅滞なく就農支援資金貸付金償還猶予申請書（別添様式第8号）を作成し、(1)の申請書等の写しを添付して農林事務所を通じて知事に提出する。

知事は、申請書類を受理したときは速やかに審査し、償還猶予が適当である場合には就農支援資金貸付金償還猶予決定通知書（別添様式第9号）を交付する。農協等融資機関はこれを受理したときは、速やかに、申請者に対し、就農支援資金償還猶予承認通知書（別添様式第20号）により償還金の支払猶予を承認した旨通知するものとする。なお、猶予しない場合にも通知を行う。

6 償還方法の変更

(1) 償還方法変更とは次のいずれかに該当する場合のみとする。

ア 償還期間及び据置期間を法定期限内で変更する場合。

イ 年賦、半年賦及び月賦による償還方法を変更する場合。

(2) 農協等融資機関は、借受者が就農支援資金の償還方法を変更しようとする場合には、就農支援資金償還方法変更申請書（別添様式第23号）を提出させるとともに、速やかに、知事に対し県貸付金に係る就農支援資金貸付金償還方法変更申請書（別添様式第6号）を提出するものとする。

また、農協等融資機関は、知事から就農支援資金貸付金償還方法変更承認通知書（別添様式第7号）を受理したときは、速やかに、認定就農者に対し、就農支援資金償還方法変更承認通知書（別添様式第24号）により償還方法の変更を承認した旨通知するものとする。

7 償還金等の納付

償還金等の納付については納入通知書（別添様式第32号）により期日までに納入するものとする。

第10 県と農協等融資機関との貸付事務について

1 貸付けの申請

県貸付金の貸付けを受けようとする農協等融資機関は、知事の定める時期までに、就農支援資金貸付金貸付申請書（別添様式第1号）を知事に提出するものとする。

この場合において、農協等融資機関は、申請者から提出のあった就農支援資金貸付申請書（別添様式第11号）の写しを添付するものとする。

2 貸付けの決定

知事は、貸付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査等を行い、当該申請に係る貸付金の交付が、法令等に違反していないかどうか、事業の目的及び内容が適正かどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、貸付けすべきものと認めたときは、遅延なく、農協等融資機関に対して、就農支援資金貸付金貸付決定通知書（別添様式第2号）により貸付決定を行うものとする。

また、貸付けを行わない決定をしたときは、その旨を農協等融資機関に通知するものとする。

3 県貸付金の支払請求

農協等融資機関は、2の貸付決定に基づき県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に就農支援資金貸付金支払請求書（別添様式第3号）を提出するものとする。

4 県貸付金の交付

県貸付金の交付は、3に規定する支払請求を受けて行うものとする。

この場合において、農協等融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、就農支援資金貸付金借用証書（別添様式第4号）を知事に提出するものとする。

5 県貸付金の利率、償還期間、償還方法及び償還期日

(1) 県貸付金の利率は、無利子とする。

(2) 償還期間は、12年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

(3) 償還方法は、均等年賦償還、均等半年賦償還及び均等月賦償還のいずれかの方法によるものとする。

(4) (1) から (3) までの貸付条件については、農協等融資機関が県貸付金を財源として認定就農者及び認定農業者に貸し付ける場合の貸付条件と同一条件とする。

6 他の用途の禁止

農協等融資機関は、法令その他の規定に違反して、県貸付金を他の用途に使用してはならない。

7 繰上償還

農協等融資機関が県貸付金の繰上償還を行う場合は、就農支援資金貸付金繰上償還の通知について（別添様式第5号）によりその旨知事に通知するものとする。

8 貸付条件違反による一時償還

(1) 農協等融資機関は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合において知事が償還期間の満了前に当該県貸付金の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。

ア 6、9、10、11、12及び13の規定に違反した場合

イ 正当な理由なく県貸付金の償還を怠った場合（ただし、借受者による就農支援資金の償還が償還期日までに行われなことを理由として、農協等融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）

ウ その他誠実に認定就農者又は認定農業者への資金の貸付けを行わない場合

(2) 農協等融資機関は、(1)（イを除く。）の規定により一時償還請求を受けた場合にお

いては、当該償還すべき額を償還するほか、貸付けの日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該県貸付金の総額（農協等融資機関が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年11月10日政令第337号）第37条第1項の規定に準じて算出した金額に相当する金額を県に納付しなければならない。

この場合、知事は、農協等融資機関に対し、2の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

9 違約金

農協等融資機関は、県貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を県に納付しなければならない。ただし、農協等融資機関にあつては、認定就農者による就農施設等資金の償還が償還期日までに行なわれなかった場合には、農協等融資機関が償還すべき期日の翌日から認定就農者により就農施設等資金の償還が行われた日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。

10 県からの指示

農協等融資機関は、次の（1）又は（2）に掲げる場合には、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

（1）就農支援資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

（2）就農支援資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

11 実績報告

農協等融資機関は、借受者から就農施設等資金借受事業実施報告書（別添様式第18号）が提出された場合は、受理後速やかに就農支援資金貸付業務実績報告書（別添様式第10号）を知事に提出する。

知事は、実績報告書の内容を確認し、県貸付金の貸付け目的に適合していない場合には、農協等融資機関に対し必要な指示を行う。

12 帳簿書類の調査

知事が、債権の保全管理上必要があると認めて、貸付金に関する帳簿書類等の提出を要求したときは、農協等融資機関は、これに応じなければならない。

13 認定就農者から徴収した違約金の納付義務

農協等融資機関は、認定就農者から違約金を徴収した場合には、速やかに、県に納付するものとする。ただし、農協等融資機関が、県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合には、借受者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に徴収した違約金を県に納付する必要はない。

また、第9の4の規定により計算される違約金のうち、認定就農者が無資力その他の事由により、農協等融資機関が徴収できなかったものについては、県は農協等融資機関に対し請求しないものとする。

第11 経営状況の報告

借受者は、経営を開始してから5年間、経営状況報告書（別添様式第34号）により経営状況を農協等融資機関に報告しなければならない。

報告を受けた農協等融資機関は、当該報告書の写しを農林事務所を経由して農業経営課に送付するものとする。

この報告は、原則として毎年12月末日までの1年間の内容とし、報告書の提出期限は、3月15日までとする。

附 則（平成13年2月13日農水第1717号）

この要綱は、平成13年2月13日施行し、平成12年度分の予算に係る貸付金から適用する。
この通知の施行前の貸付に係る就農支援資金県貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年4月1日付け水田第39号）

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則（平成16年12月1日付け水田第1153号）

この要綱は、平成16年12月1日より施行する。

附 則（平成17年1月18日付け水田第1213号）

この要綱は、平成17年1月18日より施行する。

附 則（平成17年4月1日付け水田第17号）

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成17年10月15日付け農振第33号）

この要綱は、平成17年10月15日より施行する。

附 則（平成18年4月1日付け農振第64号）

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則（平成19年4月2日付け農振第79号）

この要綱は、平成19年4月2日より施行する。

附 則（平成20年3月3日付け農振第1681号）

この要綱は、平成20年3月3日より施行する。

附 則（平成21年10月13日付け農振第1208号）

- 1 この要綱は、平成21年10月13日より施行する。
- 2 この要綱の施行の際に、現に改正前の要綱の規定によりされている第4の貸付けの申請については、改正後の要綱によって申請されたものとみなす。

附 則（平成22年4月1日付け農振第179号）

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則（平成23年4月1日付け農経第208号）

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則（平成26年4月1日付け農経第15号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 この通知の施行前の貸付けに係る就農支援資金貸付金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月7日付け農経第412号）

この要綱は、令和3年6月7日より施行する。

別表

資金の種類	資金の種目	資金の用途	認定就農計画に従って就農しようとする者の年齢	貸付限度額	償還期間	据置期間	貸付期間	償還方法
就農施設等資金	施設整備等	農業経営を開始する際に必要な機械、施設又は資材の購入等の費用	15歳以上 40歳未満	3,700万円 (2,800万円を超える場合は事業費の1/2以内)	12年以内 (据置期間を含む)	5年以内	就農5年度目まで	元金均等年賦償還 又は 半賦償還 又は 月賦償還
			40歳以上 65歳未満	2,700万円 (1,800万円を超える場合は事業費の1/2以内)				借入月の1日が償還基準日